

承認送受信事業者承認申請書の記載要領等

1 提出すべき場合

この承認申請書は、輸出品販売場を経営する事業者から委託を受けて、購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領（以下「購入記録情報の提供等」といいます。）に係る事務を行おうとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、その承認を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（令 18 の 4 ③、規則 9 ①）。

- （注） 1 承認送受信事業者の承認及び識別符号の通知には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って承認申請書を提出してください。
- 2 承認申請書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく「輸出品販売場等変更届出書」を提出する必要があります（規則 9 ⑤）。
- 3 承認送受信事業者の承認に係る事業を廃止しようとするときは、「承認送受信事業者不適用届出書」を提出する必要があります（令 18 の 4 ⑦）。

《承認送受信事業者の承認要件》

次に掲げる要件の全てを満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）であること。

- ① 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限りません。）がないこと。
- ② 購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制を整備していること。
- ③ 輸出品販売場の許可を取り消され、又は承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から 3 年を経過しない者でないことその他委託を受けて購入記録情報の提供等に係る事務を行う承認送受信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

2 記載要領

- (1) 「電子メールアドレス」欄は、電子メールアドレス（80 文字以内）を記載します。「フリガナ」欄は電子メールアドレスに係るフリガナを記載します。なお、登録可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。
- ・英数字又は記号であること
 - ・ユーザー名が「.」（ピリオド）又は「@」で始まっていないこと
 - ・「@」を 1 つのみ含むこと
- (2) 「購入記録情報の提供等に使用する情報システムの概要」欄は、例えば「自社開発システムにより購入記録情報の提供等を実施」と記載します。

《識別符号について》

この承認申請に基づき承認送受信事業者の承認がなされた場合、納税地の所轄税務署長からその承認通知とともに、承認送受信事業者の識別符号が通知されます。この識別符号は、免税販売管理システムに送信する購入記録情報の記録項目の一つとなるほか、税関確認情報の受領を行う際にも必要となりますので、通知された識別符号は適切に管理してください。

《電子証明書（クライアント証明書）の取得について》

事業者が購入記録情報の提供等を行う際、国税庁（免税販売管理システム）では電子証明書による認証を行います。そのため、電子証明書を取得して送受信機器にインストールしておく必要があります。

3 添付書類

添付書類の確認（確認欄にチェックしてください。）		確認
1	購入記録情報の提供等に係る事務の概要を記載した書類（輸出品販売場を経営する事業者向けの事務マニュアルなど）	☐
2	購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（購入記録情報の提供等に係る端末操作要領など）	☐